

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第35回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成26年4月25日（金）14：00～14：46
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、
島村 博之、菅 美千世、南雲 弘行、二村 真理子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

今林 顯一（郵政行政部長）、
椿 泰文（郵政行政部企画課長）、
山崎 良志（郵便課長）、
三浦 文敬（信書便事業課長）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

1 諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並び
に事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について

2 報告事項

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成26事業年度事業計画の認可の概
要等

開 会

○樋口分科会会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会（第35回）」を開催いたします。本日は、委員9名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、一部非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。最初の議題の審議が非公開となりますので、最初の議題終了後、傍聴者の入室がございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は、諮問事項1件、報告案件1件でございます。

はじめに、諮問第1100号から1102号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いします。

○三浦信書便事業課長 まず、資料35-1に基づきまして、信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可についてご説明させていただきます。35-1の表紙をめくっていただきますと、最初は諮問書になってございます。ビー・カーゴワークス株式会社ほか2者、これらの特定信書便事業の許可申請、それから佐川急便株式会社における事業計画の変更の認可申請でございます。これらの会社の事業計画等について別紙1にまとめておりますので、そちらをご覧くださいと存じます。

今回、新規の事業許可申請は3者でございます。1番目が千葉縣市川市のビー・カーゴワークスでございます。こちらはITサービス会社の本社、事業所等を巡回する役務を見込んでおり、東京都において、1号役務での事業を予定しております。次が日立ICTビジネスサービスでございます。こちらは総合電機メーカー等の事業所間等を巡回する役務を見込んでおり、これを東京都、神奈川県において、1号役務での事業を予定しております。次に、きんしん総合サービスでございます。信用金庫関係の金融機関の本社、支社等を巡回する役務を見込んでいます。こちらも1号役務での事業を予定しております。

また、事業計画の変更の認可申請と致しまして、2ページ、佐川急便株式会社でございます。こちらは、今まで1号役務、3号役務を行ってきたわけですが、その3号役務のうち、引受方法等の追加ということで、具体的には電報類似サービスを新たに行いたいということでございます。

それぞれの事業収支見積もりについては3ページ以降でございます。まず、3ページ、事業収入についてでございます。こちらについては、各者とも既に大口顧客との密接な関係がございまして、そちらで収入がある程度見込まれております。その上で見込通数で割って単価を記載しているというところでございます。

次に4ページ、事業支出についてでございます。これらにつきましては、既に構築され

たネットワークがございますので、これを利用されるということでございます。したがって、信書便事業支出としては人件費の比率が高くなっているというところでございます。いずれも十分な純利益を計上するものと見込んでおります。

5 ページ、資金計画でございます。いずれも全額自己資金で資金調達できるということでございます。

6 ページ、引受け及び配達の方法ですが、新規申請の3者につきましては、1号役務ということでございまして、対面交付、それから郵便受箱・メール室への投函・配達ということになっております。

7 ページ、佐川急便株式会社でございます。通信文等を同社営業所で引き受けるということで、3号役務に引受方法の追加を行うということでございます。電話等となっておりますが、FAX、サーバー、つまりホームページによる電報業務の受付を行うということでございます。

以上でございますが、別紙2-1に特定信書便事業における許可申請の審査結果の概要をまとめております。ご覧いただきました新規の許可申請のあった3者でございます。これらについて、1番、信書便物の秘密を保護するため適切なものであるかどうか。2番、事業の遂行上適切な計画であるかどうか。3番、事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであるかどうか。また、欠格事由に該当しないか。これらを審査した結果、いずれも適当なものであると考えております。

次に別紙2-2ですが、こちらは変更認可申請のあった佐川急便についてでございます。ご覧いただきましたように、引受方法の変更・追加がございましたので、これが信書便物の秘密を保護するため適切なものであるかどうか審査した結果、適切であると考えているところでございます。

次に諮問第1101号ということで、資料35-2でございます。こちらは信書便約款の設定及び変更の認可ということでございます。ページをめくっていただきますと、諮問書がございまして、次が別紙1でございます。書いてありますとおり、ビー・カーゴワークス、日立ICTビジネスサービス、きんしん総合サービス3者の信書便約款の設定の認可申請でございます。役務の名称、引受けの条件等が概要としてまとめてございます。

それから、3ページ、信書便約款の変更の認可申請ということで、こちらは佐川急便でございます。役務の名称及び内容、それから電報類似サービスを行いますので、包装方法の追加、それから、先ほどご説明をしましたように、電話等で引き受けますので、引受け場所の追加等がございます。

以上を受けまして、別紙2-1でございますが、信書便約款の設定の認可申請の審査結果ということで、引受け、配達等の方法について、いずれも適当であると考えております。また、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと考えてございます。

それから、別紙2-2、こちらは佐川急便の信書便約款の変更の認可申請でございますが、先ほど申し上げたとおり、引受方法の変更ということで、適正かつ明確なものであり、

適当と考えてございます。また、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない、と考えてございます。

次に諮問第1102号でございます。資料35-3になります。こちらは信書便物を取り扱う信書便管理規程の設定及び変更の認可でございます。2枚目が諮問書となっておりまして、その次が別紙1、新規3者の信書便管理規程の設定の認可申請の概要でございます。信書便管理者の選任ということで、事業場ごとに役職者等の中から選任する。それから、2番目、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法ということで、関係法令や信書便管理規程に定められた作業方法を順守する等となっております。その他、事故発生時の措置、教育、訓練についても規定されております。

3ページ、信書便管理規程の変更の認可申請でございます。佐川急便は信書便管理者の選任について、今回、営業所長等から事業所の所長等、より現場に近い方を信書便管理者に選任するという、選任基準について若干の追加をしております。それから、引受方法の追加がございます。

次の別紙2-1でございますが、審査結果の概要でございます。信書便管理者の選任、秘密の保護方法、事故発生時の措置等、いずれも適切に定められていると考えております。別紙2-2、佐川急便の変更部分でございますが、これもいずれも適当なものと考えてございます。

以上、新規3者、変更1者でございます。今回、新たに3者が許可されますと、特定信書便事業者数は合計で415者ということになります。こちら、参考1、参考2の方にまとめてございます。以上でございます。

○樋口分科会会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

私から、興味上での1点です資料35-3の別紙1の一番下の事項についてです。捜査機関による捜査への協力の件ですが、これは、捜査機関が来たときに、所長レベルでいいのか、担当者が令状を見て、信書を提供していいのか。どのレベルで取扱い業者はこれを判断して、捜査機関に協力するというのでしょうか。

○三浦信書便事業課長 今のご質問についてですが、信書便管理者が対応するということになります。ちなみにですけれども、先生方もご存じのことでもあるかもしれませんが、適切な捜査令状がない場合には一般的には応じないということになっているわけです。ここは信書便管理者が、場合によっては信書便管理者の職務遂行の指導等を行う立場である所属長の判断も仰ぎながら、対応するということになります。信書便管理者は事業場ごとに置くことになっておりますので、当然、捜査機関が捜査に来所した場合でも信書便管理者による対応が可能となっております。

○樋口分科会会長 分かりました。ほかに何か、ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので、諮問第1100号から1102号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思ひ

ますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会会長 それでは、そのように答申することと致します。

それでは、次に移りますが、ここで傍聴される方々の入室の誘導をお願いします。

(傍聴者入室)

次に、「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の平成26年事業年度事業計画の認可の概要等」について、総務省から報告をお願いします。

○椿企画課長 資料35-4に沿ってご説明いたします。1ページ、日本郵政株式会社等の26年度事業計画です。上に丸が4つございますが、その4点、要点がございます。

1つ目、早期の上場及び政府による株式処分を可能とするため所要の準備を急ぐとともに、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式処分に係る方針の明確化に向けた検討を行うことを記載しております。

2点目としまして、グループの企業価値向上をめざし、日本郵政グループ中期経営計画を踏まえた子会社の収益力強化策や更なる経営効率化等が着実に推進するよう、グループ経営管理を行うことを記載しております。

3点目でございますが、日本郵政株式会社は持株会社でございますが、自らの事業として、宿泊事業と病院事業を行っております。宿泊事業、これはかんぽの宿でございますが、当該施設における配置の見直し。病院につきましては通信病院でありまして、病院事業における事業譲渡等を含む見直し等による経営改善について書かれております。

最後として、4つ目の丸ですが、日本郵政株式会社は日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険からの配当金の減少に伴い、当期純利益は1270億円ということで、前年度比80億円、利益の減少の見込みとなっております。下に収支予算書の概要がございまして、ここにも数字レベルのことが書いてございます。

このような申請を受けまして、総務省としては、一番下の2つの要請事項を要請した上で認可しております。

要請事項の1点目が、民営化を着実に推進する観点から、早期上場に向けて、市場で高く評価されるよう、引き続き、グループの収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、内部統制の強化など、グループの経営管理を着実に進めるとともに、透明性を確保した経営を行うこと。

2つ目としまして、宿泊事業及び病院事業について、経営改善のための取り組みを着実に進めること、と。以上が日本郵政株式会社関係でございます。

続きまして、2ページ目が日本郵便株式会社でございます。ポイントは3つございます。

1つ目として、業務運営に当たっては、収益力の強化、生産性の向上・ネットワーク価値向上、企業基盤の強化を基本方針とする。2点目としまして、郵便局ネットワークの価値向上や地域住民の利便性の向上を実現するため、地域に根差した郵便局等として、公益性・地域性を十分に発揮することを記載しております。3つ目ですが、サービス提供環境整備

のために、施設修繕等を平成26年度から3年間かけて実施することにしております。その最初となる26年度において、施設経費351億円を特別損失に計上しております。これは、実は日本郵便株式会社はここ数年ようやく黒字になりましたが、数年前、赤字ということもございまして、なかなかこれまで十分に施設に投資ができていなかった。25年度までに本来投資すべきところを26年度に厚く、350億円を特別に経費として使うということで特別損失という形で計上しております。それを受けて、経常利益は62億円の黒字ですが、この特別損失がございまして、当期純利益としては267億円の赤字ということになってございます。そのほかにも、下の欄における営業利益の要因のところをご覧いただきますと、25年度に比べた特殊要因と致しまして、日本郵政グループ間のシステム利用料が増えたり、郵便局の改修工事が増えていたり、次世代のパソコンの更新経費が増えていたりということで、こういった特殊要因も含めて、営業利益上は20億の赤字になっており、更に特別損失もありまして、純利益が267億円の赤字となっております。

このような申請を受けまして、総務省として要請事項2点要請した上で認可をしております。

要請事項の1点目としては、収益力の多角化・強化等を進めるとともに、システムや施設・設備などの戦略的投資を行うに当たって、経営基盤の強化、国民利用者のニーズへの対応・円滑かつ確実なサービス提供など、利用者利便の向上に配慮すること。

2点目としましては、郵便局ネットワークの活用等に当たって、高齢者の進展に対応し、地域活性化に資する観点から、公益性・地域性を十分に発揮するための取り組みを更に積極的に進めるということを書いてございます。

3ページ目は、日本郵便株式会社の事業計画の中において具体的に書いてあることとございます。収益力の強化として、ゆうパックの27年度黒字化を目指すとか、金融サービスについて、新しい学資保険の取扱いが4月から始まっております。不動産事業につきまして、JPタワーで年間2,300万のお客さんが来たりしております。

それから、一番下の地域性・公益性の発揮ということでは、地方公共団体の証明書、住民票の写し等を全国の597局で交付をしているということとか、郵便局のみまもりサービスというのを去年の10月から6エリアで試行実施しているというようなことがございます。

次の4ページは、ご参考までですが、中期経営計画を2月に発表しております。これは本年度から平成28年度までの3年間の計画でして、先ほど申し上げましたように、これまでできていなかった施設・システムに対する投資を3年間で1兆3,000億円ほど行うという計画でございます。2の投資計画のところに内訳が書いてありますが、施設・設備投資で5,500億円とか、システム投資で4,900億円ということで、予定をしております。

経営目標と致しまして、日本郵政グループ全体としては当期純利益を3,500億円。

会社ごとに見ますと、ゆうパックが現状4.1億個を5億個にするとか、ゆうメールを3.2億個から4.0億個にするとか。その結果、日本郵便株式会社は28年度に280億円の当期純利益を目指す。ゆうちょ銀行につきましては、現在177兆円程度の残高について、3年間で6兆円増やし、28年度において当期純利益2,200億円を目指します。かんぽ生命については、月額の新契約の保険料を500億円程度目指して、当期純利益800億円を目指すという計画になってございます。以上が私からのご説明です。

○山崎郵便課長 同じ資料の5ページ目、消費税率引上げ前後における日本郵便株式会社の対応状況についてご説明申し上げます。

消費税率引上げに伴う料金改定につきまして、昨年11月の当審議会で審議・答申をいただいたところでございます。ご承知のとおり、今年の4月1日から料金改定を致しましたが、その前後における対応状況について2点ご報告申し上げます。

1点目が料金改定に伴う料金不足の郵便物に関する対応でございます。これは通常の切手を貼ってない等の料金不足の場合と同様でございますが、料金が足りない郵便物については、原則として、郵便物に料金不足ですよということを書いたお知らせの葉書を添えて配達を致します。額が大きいもの、100円以上のものは相手方に投函せずに、対面で請求するという扱いをしております。この料金不足をお知らせする葉書を受け取った方は、葉書に不足分の切手を貼る欄がございまして、不足分の切手を貼って投函していただくと。受取人の側で支払うという扱いになっております。

一方、※のところですが、収集した郵便局の配達地域内に差出人の住所がある場合、自宅の近くで差し出された場合はこれに該当しますが、そういう場合は原則として郵便物を差出人に配達地域の郵便局の段階で返すという処理を行っております。したがって、差出人はそれを受け取りまして、不足料金分の切手を貼って、再度差し出しをしていただくと。こういうのが料金不足の場合の扱いでございます。

今回の消費税率引上げに伴いまして、どういう影響があるかということについて、日本郵便株式会社で、都心の一部の郵便局ではございますが、サンプル調査をしたということでございます。大体、料金改定後、4月1日の直後に、通常の時期よりも2倍から4倍くらい多い料金不足の郵便物が出てきたということでございます。現在は平常期と変わらない状態に落ち着いているということで、配達にも大きな影響というものはなかったと聞いております。

2点目はゆうパックの引受けに関する対応状況でございます。1のように、これは料金改定に直接関係するものではありませんけれども、消費税率引上げ直前のネット通販等の駆け込み需要によりまして、3月下旬、引上げ前に、ゆうパックの引受戸数が対前年比で3割から5割くらい多かったという状況がございました。

日本郵便株式会社におきましては荷物の送達が遅れるおそれが出てまいりましたので、この枠囲みにありますように、WEBサイト上で利用者の皆さんに注意喚起を行ったということでございます。結果的には荷物が増えた期間、日本郵便株式会社の側で処理する人

員を増やしたり、輸送する自動車の便を増やしたりといったような対応を致しまして、配達は概ね順調に、結果的には行われたということでございます。引受個数も4月を超えて、大体4月3日頃には平常の取扱数量に戻ったと報告を受けております。以上でございます。

○樋口分科会会長 次に、三浦課長、お願いします。

○三浦信書便事業課長 信書便事業についても若干付け加えさせていただきます。信書便事業に関しましては、消費税改定では特に動きはなかったと考えております。特に一般消費者向けが多いと考えられる電報類似サービスについては、ホームページ等の改定で対応できますので、それほど大きな混乱はなかったと考えております。

それから、駆け込み需要の方もほとんどありませんでした。ただ、特定信書便事業者は宅配便業と一緒にやっているところがたくさんあるもので、宅配便については駆け込み需要で若干の遅れがあったようでございまして、お詫びと説明ということで、ホームページ等に掲示をしている例も見受けられたようでございます。以上です。

○樋口分科会会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○島村委員 4ページの経営目標の日本郵政グループ全体の当期純利益は3,500億円とあるんですけど、日本郵便株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の当期純利益を全部足すと3,280億なんですよ。残りの220億はどこから出てくるのか、ということです。

○椿企画課長 日本郵政グループ全体の利益は、ここに持株会社の日本郵政株式会社の分も加えまして、4社全体で3,500億円ということでございます。したがって、その差が日本郵政株式会社独自の部分で利益を受けているところでございます。ここは日本郵政グループ間で配当を取ったりしているのを差し引くと、日本郵政グループの連結で3,500億円ということになります。

○島村委員 資料にそれを出さないのは何か理由があるんですか。

○椿企画課長 これは、もともと日本郵政株式会社側の中期経営計画がこういう形を出ているということで、それをそのまま加工しているのですが。特に個別の日本郵便株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命ごとの事業目標というのを中期経営計画の中で打ち出しているんですね。それぞれの利益が書かれている中で、日本郵政株式会社というのは実は持株会社ですから、配当がメインのところ、ごく一部、宿泊とか病院をやっております、そこら辺について個別に切り出した日本郵政株式会社の持株の目標の数字というのは、実は中期経営計画の中にはないものですから、そこを除いてグループ全体で3,500億円と子会社3社がこうですというような形の中期経営計画になっているということでございます。

○島村委員 説明を受ければ分からなくはないですけど、資料がこれだと辻褄が合わないの、何らかの形で説明があった方が分かりやすいかと思います。

○椿企画課長 そうですね。注釈を入れるとか、工夫はしたいと思います。

○樋口分科会会長 そのほかに何か、ご質問、ご意見ございますか。

○二村委員 数年前に赤字から黒字に転換しましたというお話があったんですけども、その大きな要因というのを教えてください。

○椿企画課長 日本郵便株式会社に赤字が出た1つの要因としまして、物流の日本通運の小包の子会社を統合するということで、その統合の際に、いろいろとシステムを統合するとか、いろんな経費がかかりまして、それが原因で郵便事業株式会社自体に赤字が出た年がございました。ただ、その統合もその後順調に至って、一旦黒字に2年くらい前から回復しております。ただ、この26年度におきましては更に投資をするということで、また赤字になってしまった、ということでございます。

○二村委員 ということは、投資というのは別として、通常業務としては黒字基調にあると考えてよろしいですか。

○椿企画課長 そういった理解でよろしいかと思います。

○二村委員 2ページの要請事項にユニバーサルサービスを確実に提供することというのがあるんですけども、利益追求とユニバーサルサービスを確実に提供していくというのは、かなり違った方向のことをおっしゃっていると思うんですが、ユニバーサルサービスについて何かお考えのことがあったら教えてください。

○椿企画課長 ユニバーサルサービスについては、法律で全国あまねくとなっております、先生がおっしゃいますように、全国あまねくというのは過疎地も含んでいますから、それを果たすということは、すべてが利益に結び付くものではございませんが、逆に過疎地も含めて全国どこにでも郵便を配達します、あるいはどこでもゆうちょ・かんぽは使えますという部分が強みでもあるところでございまして。限定的に儲かるところしかしていないよりも、ユニバーサルサービス、全国あまねく公平ですよということが強みになる部分もございます。

ただ、おっしゃるような赤字のところもございますので、その採算をどう上げていくのかということは常に課題としては持っています。その中で投資もしながら、お客様に魅力あるサービスを提供しながら、何とか黒字を今後達成していくという中期経営計画になっているということだと思います。

○二村委員 今の点なんですけれども。今後、同様のユニバーサルサービス規制がかかっているような、例えばNTTの固定電話等ですと、ほかのエリアからユニバーサルサービスに関する負担金のようなものを取って補填しているシステムもあるように思うんですけども、そのようなお考えがありますでしょうか。今というわけではなくて、将来的にです。

○椿企画課長 現状はまずは日本郵便株式会社がユニバーサルサービスも含めてコストが取れる中で黒字を出していれば、それはまず賄えているでしょうというのはあるんですが、議論としては先生がおっしゃるようなこともございます。実は、情報通信審議会の郵政政策部会では、そういったことも含めて、今議論をさせていただいておりまして、ユニバーサルサービスをいかに確保していくかということについて、来年の夏までに議論をして答申

を出すというような議論もしていただいております。

現在、3月に中間答申が出ておるのですが、そこは信書便のあり方ということがメインとなっておりまして、これからユニバーサルサービスのコスト計算をしたり、どのように確保していくかということを議論して、来年夏までに最終的な答申をおまとめいただくような審議が行われているという状況でございます。

○樋口分科会会長 そのほかに何かございますか。

○篠崎委員 同じ3ページの部分。郵便局のみまもりサービスの試行拡大とあるのですが、具体的にはどういうことを考えていらっしゃるのか。例えば平成26年3月時点で利用者が89名と出てますよね。具体的にはどういうことなんですか。

○椿企画課長 これは試行のサービスで始めたばかりで、全国6エリアで100局程度で行っているということでまだ利用者は少ないのですが、今行っていることは、郵便局の社員が月に1回ぐらい過疎地におられるお年寄りの様子を見に行きますと。その状況を都会におられるお子さんに報告をするということを、月1,000円の実費をいただいて行うということがメニューの1つでございます。それをもう少し膨らませて、実費を1,000円いただく中で、月1回茶話会をすとか、あるいはオプションサービスで買物支援をすとか。一定の過疎において買物しにくいお宅に日用品を置いておいて、使った分だけ実費をいただくという、そういったことも試行的にやっています。日本郵便株式会社としては今の試行を踏まえてエリアをどう増やすとか、もう少しどういうことができるのかというのを今考えているという状況でございます。

○篠崎委員 そうすると、今は利用者は89名。

○椿企画課長 はい、そういうことです。

○篠崎委員 どこの地域になりますか。

○椿企画課長 今は6か所あります。北海道ですと登別とか白老町、宮城の大崎市とか、山梨県の大月市、石川県の珠洲市、岡山県の新見市、長崎県の対馬市と、この6エリアの103郵便局で試行しているという状況です。

○篠崎委員 分かりました。

○樋口分科会会長 そのほかに何かございますか。よろしいですか。

以上で、本日、予定されました審議は終了しました。委員の皆様から、再審議すべきこと、質問、意見などがございましたらこの際お出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局から、何かございますか。

○山崎郵便課長 ご報告を追加でさせていただきたいと思います。今、資料をお配りします。

「寄附金付お年玉郵便葉書等に付加された寄附金の配分の考え方について」ということでございます。これは、前回、諮問・答申いただいた案件に関しまして、南雲委員からご指摘をいただきました復興事業の考え方について整理をさせていただきますということを

申し上げておりましたので、今回、お時間をいただきましてご報告させていただきます。

まず、4ページをご覧くださいませでしょうか。前回、3月23日の当審議会の議事録の抜粋でございますが、南雲委員から寄附金の配分に関して、特に復興関係の事業について、国等もこういう事業を行っているのではないかと。特に岩手県の公立小・中学校99校に対する助成ということになると、国との関係でいかなものだろうか、というような指摘をいただきました。私どもから一定の整理をしたいということでおるものでございます。

1ページに戻っていただけますでしょうか。寄附金付き葉書等による復興関係の支援について、1ページ目は過去の経緯でございますが、平成23年3月11日に東日本大震災が発災いたしまして、平成23年、その年の年賀については既に発売等が終わっておりますので、緊急に寄附金額のうち1億円を東日本大震災向けに配分するという事で方針を見直しまして、再公募の上、配分をしたというのが始まりでございます。真ん中でございますが、同じ平成23年におきましては年賀の寄附金だけではなくて、東日本大震災寄附金付きの特殊切手、あるいは夏のかもめ〜るというものの発行して寄附・配分をさせていただいております。

翌年の平成24からは、特殊切手、かもめ〜る等とは別に、従来の年賀の寄附金の中で従前の一般枠の配分助成に加えまして、特別枠として東日本大震災の復興助成という枠を設定して、24年、25年、今年の26年というふうに寄附を行ってきたというところでございます。

2ページをご覧ください。復興関係の助成として、過去にどういったものに寄附金を配分してきたかというものの一覧でございます。前回の分科会で、過去こういった事業に助成をしまして、こんなふうに役立ちましたというご説明を差し上げましたが、それが直近事業の終了しておる平成24年度の事業でございますが、その中でも、先ほどの南雲委員からご紹介がありました小・中学校の図書寄贈の事業ですとか、あるいはこの資料にありますとおり、被災者の医療、心のケア、地域つながり復旧支援ですとか、被災した児童・生徒への学習支援、あるいは被災児童の自然体験活動支援、こういった幅広い業域の事業に寄附金を配分してきたという経緯がございます。

最後、3ページ目をご覧ください。今申し上げたような経緯を踏まえ、南雲委員からのご指摘にありましたが、今一度事務局で、この事業の実施の考え方ということをおのうに整理させていただいたものでございます。上の枠囲みのところになりますが、国等の支援に関しましては、内閣府の防災担当という部局で各種支援制度の取りまとめを行っておりますけれども、その制度の中では、この制度の性格として、ここにありまして、被災者の生命財産の回復、資産の復旧を早期に実現する、被災者の生活再建への取り組みを支援するという事で、比較的被災者に対して行政が応急的に救助する必要があるといううなものについての施策が盛り込まれているといううな位置付けと理解しております。

一方で、従来ご審議いただいております、日本郵便株式会社が行う年賀の寄附金配分事

業としては、これら国等による支援を補完する観点から支援が必要とされる事業に目を向けて、民間が主体的に取り組む事業を幅広く、補完的に支援するというような考え方を、一定の整理として持っております。

具体的な例として2種類、類型を示しております。1つには国等の支援事業を直接、内容として補完するような位置付けの事業。先ほどお話がありましたが、被災した学校に対して図書を寄贈するような事業の中で、例えば、国等も図書の寄贈を支援しておりますけれども、国等の場合は授業で使う教科書とか副教材とか、そういったものに対象の範囲が限定とされておりますけれども、一方で民間の行う支援策というのはそれに限らず、一般的な図書、学習ドリルなど、必ずしも授業で使わないものを支援対象としておりますので、年賀の寄附金の配分事業では、こういった団体の事業に対しても支援をしていきたいというのが1点目でございます。

2点目と致しまして、そもそも、その事業について国等の支援対象となっていないが、その地域の現状では支援が求められているような事業。先ほど、1枚前でご紹介しました青少年への学習支援、自然体験等、サロン運営、自治会・コミュニティ支援、こういったものは国等の直接の支援対象にはなっておりませんが、地域の震災復興という観点から支援が求められているという取り組みであるというふうに理解しておりますので、ご利用される方の善意の寄附に基づく年賀の寄附金という性格を考えまして、こうした事業にも配分をするということで考えております。

次年度以降はまた日本郵便株式会社がどういう形で事業を行っていくかということが考えられていくと思いますけれども、これまで震災復興に対する支援における年賀の寄附金と国との支援の関係ということで大まかに言いますと、こういった形で棲み分けをした上で事業を行ってきたところでございますし、今後必要に応じて、この考え方に沿って事業を行っていくというふうに考えております。以上でございます。

○樋口分科会会長 ただいまのお年玉年賀葉書における寄附金の配分の考え方についてご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

○南雲委員 ありがとうございます。私が前回の中で質問したのは、こういうことをやってはいけないということで質問したわけではなくて、国、各地方自治体、国民の皆様方の寄附を含めて多額の部分があると。本来、自然災害等の中でやられてきた年賀葉書の寄附先というものから考えた場合に、違ったところにやれるものまで、こういうものをやったことによってできなくなったということがないように、ということでしたものです。

本来であれば、国全体を挙げて被災地の復興支援はこれからも長くやっていかなきゃいけない。でも、これには、いつやめるのかと問われたときに、もうやめちゃうんですかということになりかねない部分もあるのではないかと。その難しさが今回の震災復興にはあって、国民の目もそこに向けられています。それから、現地で苦勞をされている皆様方をどう支援していくかというのは、年賀葉書のこの部分だけを見た場合にどうなのかなと、少し難しさがあるなということで質問しただけで、やってはいけない、けしからんという

ことを言ったつもりもありません。

先ほど言われたように、これからどういうふうに支援の継続をしていくのか、少しずつ今言われたようなことも含めて、支援が行き着いてきたのかどうなのかという判断もされなければいけないということもあろうかと思しますので、その辺は今後十分ご検討いただければ私はいいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○樋口分科会会長 ありがとうございます。そのほかに何かござひませんか。

要は、これは民間主体の事業を幅広く支援をするというのが最大の目的ですし、それが国の施策に対する補完になるということになります。したがって、この補完を促進する一方で民間主体の事業に対して厳しくチェックしつつ、資金活用の無駄は避けよということであろうと思ひます。

○山碕郵便課長 頂いたご意見を受け止めて、今後の事業に役立てていきたいと思ひますし、利用者で寄附をしていただく方にも十分に理解した上で寄附をしていただくということが大事だと思ひますので、配分するのも大事ですけれども、実際配分した事業がどのように活用されて実施されているかということも広く周知できるようにしていきたいと思ひます。

○樋口分科会会長 そのほかに何か。よろしいですか。それでは、ただいまの考え方についてはご了承をお願いいたします。

以上で本日の会議を終了したいと思ひます。次回の日程につきましては、別途決定次第、事務局からご連絡を致します。以上で閉会します。本日はどうもありがとうございました。

閉 会